

<金融史パネル>

1960年代の国際流動性問題－IMF理事会における議論の検討－

国士舘大学

野下保利

第2次大戦後の国際金融システムの特徴は、そのガバナンス体制の一環としてIMFを含む国際金融機関が創設された点にある。しかし、国際金融機関、特にIMFの意義については、以下の2つに大きく分かれる。

第一は、第二次大戦後の国際通貨体制の安定は、各時期での支配的な各国の国際協調体制によって支えられていたとする立場である。キンドルバーガー(Charles Kindleberger)とストレンジ(Susan Strange)は、米国とその他主要国の役割について対立するが、主要国の国際協調が、戦後の国際金融体制を決定したと捉える点で同じ立場にある。こうした立場は、1971年以降のアフター・ヘゲモニー論にも引き継がれ、主要国の国際協調体制を各国の政治・経済的利害の問題として分析しようとする国際政治経済学や各種の国際関係理論を生み出し、これらが戦後国際金融体制の研究において中心的研究を占めてきた。

第二は、国際金融組織、特にIMFの影響を無視することはできないと捉え、それら組織の独自の役割を強調する立場である。近年、国際関係論の立場からも、IMFの政策決定の独自性や各種国際金融組織の意義を強調する研究がみられるようになってきた。しかし、こうした新たな研究視角も問題を抱えている。第1に、研究対象が、主に1970年代以降におかれる一方、1960年代における国際協調体制とIMFの関連についてはほとんど分析されてこなかった点である。第2に、このような1960年代の国際金融協調の構築をめぐる主要国とその他諸国、そしてIMFの相互関連を分析する枠組みが欠けていたため、70年代以降に顕在化する国際金融組織の役割増大を国際金融機関スタッフの個人的な特性に求める傾向があったことである。

主要国の国際協調体制に焦点を絞る立場であろうと、国際金融組織の役割を強調する立場であろうと、従来の研究は、経済分野、特に、債権債務が織りなす外国為替システムなど国際金融分野での国際協調の形成が、安全保障などの外交分野と異なる特性をもつことを看過してきた傾向があった。国際金融分野において、主要国以外の周辺諸国も金融システムの一環を担うため、主要国の合意だけでは国際金融協調体制は成立しない。政治及び経済の両面で国際的に圧倒的力のある米国の同意なしには国際協調における合意が導けないことは事実である。それにもかかわらず、米国といえども国際金融の基礎としての外国為替システムの構築と維持のためには妥協が必要となる。他方、植民地から独立した諸国を多く含む第二次大戦後においては、主要国とその他諸国の間隙を埋める国際金融組織、特にIMFが必要となった。

1960年初頭に顕在化した国際通貨改革問題は、抜本的解決が回避されたまま、SDR創設という形で妥協が図られた。従来、SDR創設は、国際金融分野における合意形成を単純化し、米国のイニシアティブの下で主要国間の妥協によって決定されたとされてきた。あるいは、IMFの独自の役割は認めるものの、米国や西欧諸国の議論に主に焦点が当てられてきたため、途上国はほとんどSDR創設に関与しなかったと捉えられてきた。その結果、G10案に対し理事会が譲歩を引き出したという事実を十分に評価できず、IMFの独自の役割も位置づけることができなかった。本報告は、SDR創設をめぐるIMF理事会議事録を、G10との関係に焦点を当て検討し、国際金融分野における合意形成の特異な構造を明らかにする。